式第10　令和１年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．自担金内訳」のうち、「(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「(3)後期高齢者支援金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「(4)介護納付金にかかる分」「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値を加えた数値

α　1.01229661

20　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下20及び21において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

21　［略］

22　［略］

23　［略］

24　一般被保険者数は、市町村税課税状況調（国保関係）の「第１表　ｎ－２年度国民健康保険の加入者の状況に関する調」の「（その１　基礎課税（賦課）額に係る分）」の表中「被保険者数(F)」の欄の数とする。以下この表において同じ。

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（Ｂ×3.856＋Ｃ×10.446）／Ａ

［略］

九　高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口

県様式第10　平成30年度国民健康保険療養給付費等負担金算出表」中「２．自担金内訳　(2)老人保健医療費拠出金にかかる分」のうち、「負担金の基礎となる額」「合計［18］」欄の数値、「２．負担金内訳　(3)後期高齢者支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［24］」欄の数値及び「２．負担金内訳　(4)介護納付金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］」欄の数値の合算値

α　1.05986785

19　七（六）割軽減保険料軽減者数は、前年度の市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下この表において「市町村税課税状況調（国保関係）」という。）の「第２表　ｎ－２年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「（その３減額対象となつた世帯数等）」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」（以下18及び19において「減額した世帯数等」という。）の「所得区分１」の「被保険者数」の欄の数とし、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分２」の「被保険者数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分３」の「被保険者数」の欄の数とする。以下この表において同じ。

20　［同上］

21　［同上］

22　［同上］

23　一般被保険者数は、市町村税課税状況調（国民健康保険税関係）の「第１表　ｎ－２年度国民健康保険の加入者の状況に関する調」の「（その１　基礎課税（賦課）額に係る分）」の表中「被保険者数(F)」の欄の数とする。以下この表において同じ。

１　密度補正に用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（Ｂ×3.884＋Ｃ×10.457）／Ａ

［同左］

九　高齢者保健福祉費

六十五歳以上人口